

日本医学ジャーナリスト協会利益相反管理規程

第1条 特定非営利活動法人日本医学ジャーナリスト協会は利益相反に関する透明性を確保するため、法人および個人から受け入れた寄付金・協賛金等（以下「寄付金等」という。）の状況を公開する。

第2条 法人から受け入れた寄付金等は法人名を公開する。匿名寄付は受け入れない。

第3条 個人から受け入れた寄付金等は原則として個人名を公開する。非公開を希望した場合には個人名を非公開とする。

第4条 公開は当協会のホームページに掲載して行う。

第5条 公開方法等の詳細に関しては利益相反委員会で協議して定める。

(2019年10月29日、理事会で承認)